

(平成26年12月17日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認中部地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 1件

厚生年金関係 1件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び⑤について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は41万3,000円、申立期間⑤は47万9,000円に訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間②から④までに係る標準賞与額の記録については、申立期間②は32万5,000円、申立期間③は42万6,000円、申立期間④は44万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 12 月 18 日
② 平成 17 年 7 月 20 日
③ 平成 17 年 12 月 16 日
④ 平成 18 年 12 月 13 日
⑤ 平成 19 年 12 月 18 日

申立期間にA法人から賞与をもらったが、記録が無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び⑤について、申立人から提出された預金通帳の写し及び複数の同僚から提出された給与支給明細書（賞与分）（以下「賞与関連資料」という。）から判断して、申立人は、当該期間において、その主張する標準賞与額（申立期間①は41万3,000円、申立期間⑤は47万9,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②から④までについて、賞与関連資料から判断して、申立人は、33万3,000円から47万6,000円までの標準賞与額に相当する賞与を支給され、32万5,000円から44万2,000円までの標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが推認できる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準賞与額については、賞与関連資料により推認できる厚生年金保険料控除額から申立期間②は 32 万 5,000 円、申立期間③は 42 万 6,000 円、申立期間④は 44 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、元事業主は、「資料は残っていないが、届出はしていた。」と回答しているが、このほかに確認できる資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

中部（岐阜）厚生年金 事案 8740

第1 委員会の結論

申立人の標準報酬月額の記事については、申立期間のうち、平成3年5月を30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 10 月 1 日から平成 4 年 3 月 26 日まで
申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、標準報酬月額がA社から実際に受け取っていた給与額よりも低く記録されている。実際の給与額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「5月分」と記載のあるA社の給与計算書1枚を提出しているところ、当該給与計算書には支給対象となる「年」が記載されていないものの、記載されている厚生年金保険料額及び健康保険料額に当時の保険料率を適用して標準報酬月額を検証した結果、平成3年5月分の給与計算書であると認められることから、申立期間のうち、同年5月については、当該給与計算書により、申立人は、30万円の標準報酬月額に相当する報酬月額を支給され、34万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の平成3年5月に係る標準報酬月額については、上記給与計算書において確認できる報酬月額から、30万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、事業主も既に他界していることから、資料及び回答を得ることはできず、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和56年10月1日から平成3年5月1日までの期間及び同年6月1日から4年3月26日までの期間については、申立人は、当該期間に係る給与計算書、源泉徴収票等を所持しておらず、前述のとおりA社から資料及び回答を得ることはできないことから、当該期間における申立人の報酬月額及び保険料控除額について確認できない。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①、②、③、④及び⑥に係る標準賞与額の記録については、申立期間①は16万1,000円、申立期間②は18万円、申立期間③は14万9,000円、申立期間④は14万7,000円、申立期間⑥は16万2,000円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間⑤について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を16万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月15日
② 平成17年6月30日
③ 平成17年12月16日
④ 平成18年6月28日
⑤ 平成19年6月29日
⑥ 平成19年12月19日

私は、申立期間について、A社から賞与を支給され、厚生年金保険料を控除されていたので、当該期間の賞与に係る記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②、③、④及び⑥について、申立人から提出された預金通帳の写し及び複数の同僚から提出された賞与支給明細書（以下「賞与関連資料」という。）から判断すると、申立人は、15万円から21万円までの標準賞与額に相当する賞与を支給され、14万7,000円から18万円までの標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが推認できる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に

基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準賞与額については、賞与関連資料により推認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間①は16万1,000円、申立期間②は18万円、申立期間③は14万9,000円、申立期間④は14万7,000円、申立期間⑥は16万2,000円とすることが妥当である。

また、申立期間⑤について、賞与関連資料から判断すると、申立人は、当該期間において、その主張する標準賞与額（16万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からの回答は無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

中部（愛知）厚生年金 事案 8742

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年12月から26年6月4日まで
② 昭和29年5月31日から同年6月2日まで

A団体から入手した履歴書（以下「履歴書」という。）には、B社（後にC社）に昭和25年12月、D事業所（現在は、E事業所）に29年5月31日に就職していることが記載されているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人から提出された履歴書によると、申立人のB社の入社年月は、昭和25年12月と記載されていることが確認できることから、申立人が当該期間に同社に勤務していたことがうかがえるものの、事業所台帳によると、同社は26年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①のうち、25年12月から26年3月31日までにおいて同社が適用事業所であった記録は確認できない。

また、申立人が記憶するB社の同僚2人については姓のみの記憶であり、同人を特定することができない上、昭和26年4月1日から申立人の資格取得日と同日の同年6月4日までに厚生年金保険の被保険者資格を取得した同僚36人のうち所在の確認ができた6人に照会を行い、そのうち2人から回答を得たが、当該同僚は、「申立人のことは覚えていない。給与明細書は保管していない。」と証言しており、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いに係る具体的な証言は得られない。

さらに、B社の申立期間当時の役員は既に他界していることから、C社の解散時の役員に照会したところ、「名目だけの役員で、当時の資料は保管していないので分からない。」と回答している。

加えて、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の資格取得年月日はオンライン記録と一致しており、遡って訂正された形跡は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、申立人がA団体から入手したD事業所に係る「退職所得に対する所得税等に関する報告書」、申立人の保管する採用通知書及びE事業所から提出された人事記録によると、申立人のD事業所の入社日は、昭和29年5月31日と記載されている上、E事業所は、「申立人は、申立期間にD事業所に勤務していた。」と回答していることから、申立人は、当該期間にD事業所に在籍していたことが確認できる。

しかし、事業所台帳によると、D事業所は、昭和29年6月2日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②において同事業所が適用事業所であった記録は確認できない。

また、E事業所は、「申立人の申立期間の給与から保険料を控除したかは不明である。なお、D事業所の設立は、昭和29年6月1日である。」と回答しているところ、申立人と同日に資格取得した複数の同僚は、「昭和29年5月に採用されて、6月1日に開業の準備をして、同月2日から仕事をした。給与明細書は保管していない。」と証言しており、D事業所の申立期間に係る厚生年金保険料の取扱いについて確認できない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。